

『大島筆記』に関連する資料

島 村 幸 一

〈はじめに〉

『大島筆記』は鹿児島へ「廻船」されるまでの三ヶ月余りの間、土佐宿毛の大島に漂着、繋留された琉球船の乗組員から、国元から派遣された儒者戸部良熙等が聞き取った「琉球情報」をまとめた書である。琉球船は宝暦十二年（一七六二）に鹿児島へ向けて出帆した琉球国の楫船で、途中「大風二逢ヒホハシラ檣ヲ切流シカチ舵折レ荷物大半ハネ」という状態で漂流していたのを、土佐国の柏島沖で発見され大島に繋留されたのである。「頭役」は潮平親雲上盛成（翁士璉）である。戸部良熙等は潮平親雲上等からよく聞き取り、潮平等もよく答えて、近世の琉球に関する多岐にわたる情報と琉球を通じた中国情報を引き出している。『大島筆記』に記された情報は、琉球研究のみならず近世期における海外研究の資料として貴重である。

実は、琉球船の土佐国漂着は『大島筆記』が書かれる宝暦十二年が初めてではない。土佐藩の公式史料（公紀）だけでも、四度ほどの記録がある。寛永十七年（一六四〇）の「佐賀浦」の漂着記録、宝永二年（一七〇五）の「清水浦」の漂着記録、宝暦十二年（一七六二）の宿毛の大島への漂着記録、寛政七年（一七九五）の「下田浦」への漂

着記録である。この外にも、『土佐国群書類従拾遺』第三十五には土佐国への漂着はなかったようであるが、寛永二十年（一六四三）に「琉球之大船一艘梶柱を折東西之沖より風二放たれ」という状態で漂流しているのを目撃された記録がある。このうち、寛永十七年の「佐賀浦」の漂着記録を除く三度の漂着については一定のまとまった資料があり、『大島筆記』もそのひとつのであるが、この書は当時「異国」としてあった琉球の漂着船についての報告書ではなく、当初から琉球及び琉球を通して得た中国情報を整理して記した書物である。他の琉球船漂着記録とは、質を異にしている。

なお、潮平等が漂着した宝暦十二年（乾隆二十七年）は、相当に天候が不順であったと思われる。潮平等は、「四月廿六日本琉球那覇ノ湊ヲ出同国運天ノ津ニ入」った後、「天気悪ク毎度出戻リシ七月十三日運天ヲ出シ二十五日ノ晚ヨリ十六日マデ大風ニ逢ヒ」（『大島筆記』第一「漂着之次第」^{〔注〕}）漂流することになったと記しているが、同年同月「万寿姫君様降誕」を「賀」すための「書翰」を携えて鹿児島に向かった富名腰里之子朝邑も、「六月六日那覇開船」後、「伊平屋島外洋之沖」で「風不順」により「運天津」に戻り、「同二十六日」に運天の港を出た後、「七月三日」に「硫磺島外洋之沖」で再び「風不順」により「屋久島港湾」に泊まり、「十三日」に屋久島の港を出た後、「不意」に「黄昏時」から「風雨」が次第に激しくなり「波浪大起」して、翌日の「卯時」（午前六時頃）に「喜入之内鹿籠之浜」の岩礁に船がぶつかり大破して、朝邑は「溺死」^{〔注〕}している。潮平等が漂着した宝暦十二年の五月から七月にかけては、極めて荒れた天候だったのである。

本稿は、『大島筆記』に関連する三点の資料について、簡単な紹介をしてその翻刻を行う。三点の資料とは、『大島筆記』が書かれることになった宝暦十二年（一七六二）の琉球船、土佐国漂着の報告書のひとつだと思われる『琉球船漂着記』（写本、高知県立図書館所蔵）と土佐藩の領主山内家八代目の当主豊敷^{（よしのぶ）}の公紀『豊敷公紀』第百三十四

(写本、土佐山内家宝物資料館所蔵) 中の琉球船関連資料、もうひとつは『大島筆記』を書いた土佐藩の儒者、戸部良熙の随筆『韓川筆話』(写本、国立国会図書館所蔵) 中の琉球関連資料である。これら三点の資料の存在については、既に拙論「土佐漂着の「琉球人」―志多伯親雲上・潮平親雲上・伊良皆親雲上を中心に―」、「琉球船、土佐漂着史料にみる日本文芸の享受」で指摘し、潮平親雲上等の人物評や「琉球人」に享受された日本文芸に関する記述を部分的に引用しながら論じている。^(注3)

『琉球船漂着記』および『豊敷公紀』は、『大島筆記』が書かれる基礎資料ともいえる琉球船の漂着報告書、漂着記録ともいふべき資料の一部であり、戸部良熙は自身の聞書等と合わせてこれらを整理し『大島筆記』第一、第二(漂着の次第と琉球国の概要を主にする報告書的な内容)、第三、第四(第一、第二に入らない聞書で、前半の「雑話上」は琉球についての記事、後半の「雑話下」は琉球を通じた中国情報)、第五(「琉球人」の文芸等)を記したと考えられる。二つの資料は『大島筆記』の基礎となった資料の姿が窺え、『大島筆記』が全くふれていない薩摩に迎えられての琉球船の帰国の様子の一端も記されている。また、『韓川筆話』は『大島筆記』では窺えない良熙と琉球船の「頭役」であった潮平親雲上(翁士璉)や潮平の従者的な人物で「船頭雇」として乗船していた長嶺(平世祥)との交流が知れる資料である。この資料によって、『大島筆記』の背後にはさらに多くの琉球に関する聞書があったことが想像できる。三点の資料は、『大島筆記』理解のために重要である。

〈一、新たな資料、その他〉

まず、それら三点の資料の紹介の前に、『大島筆記』中にみられる琉球の百姓強訴事件に関連する新たな資料と仲

原善忠が言及している潮平親雲上の「家来」「大田」^{ウラタ}の家譜記事、それと渡口真清『麻氏兄弟たち』にみえる潮平親雲上に関連する記事を紹介する。これらの記事をここで紹介するのは、管見によれば潮平親雲上（翁士璉）の家譜が収集されておらず、潮平の詳しい記事が不明なためである。それらを紹介することによって、若干ではあるが潮平親雲上の土佐国に遭難した「琉藏役」までの足跡が知れるのである。

百姓強訴事件は、「十二間切ノ百姓五千人程」が「皆髪ウツサバキ居レリ」（皆髪を結わずにばらばらにして）という姿で、「年貢モ上ケラレズ」「給人ヘノ作得モ得セヌ様ニ成タ」として「訴訟」した事件で、正史には見られない貴重な記事である。これについては、比嘉春潮・新里恵二も簡単だがこれについて注目している。^{注4}実は、潮平は土佐に漂着することになる薩摩への楫船の「頭役」（「琉御藏役」）の命を受ける四月の直前の二月まで、この強訴事件に対処していたのである。『大島筆記』第三「雑話上」では、三司官（当時の三司官は、東風平朝衛、宮平朝廷、池城安命）^{注5}が十分な実情も把握せず「其捌方書付十枚ホドニ認メ」て潮平に強訴の対処を命じたことを問題にして、潮平は一端はその役を断つたことを記している。結局は「私ノ存慮ノ通ニ」してよいということになって、「百姓」に対処する命を受けることになるが、まず潮平は「其書付（注、三司官が認めた書き付け）返上シ扱村々へ参リ段々様子ヲ見」て「百姓」の「三ヶ条」を許すという対応をし、「総ジテ百姓ハ一日モタゞ居テ成ラヌ義ヲ云論シ何モ納得シ髪ヲ結鎌ヲ研ナドシ田ヘ出可レ申ト」^{注6}いって、三司官の命を果たすことになる。この記事は前述したように正史には記されていない貴重な近世琉球の百姓強訴事件であるが、さらに「百姓」の強訴のスタイル（皆髪ウツサバキ居レリ）や強訴の内容の一端（王府が儉約を奨励するためにブタを飼うことを禁ずることを撤回させる）が窺える重要な記事である。

『大島筆記』の記事では、「百姓五千人程」が「訴訟」した「十二間切」がどこであるか記されていない、筆者は

潮平親雲上の地頭地が兼城間切内の村であったことを理由にこれらの間切は沖縄本島南部を中心とした間切であろうと推定したが、実は潮平が派遣された間切が沖縄本島中部にある具志川間切であることを偶然みていた資料から知った。その資料は、以下に記す『余姓家譜大宗』^(注1)にみえる「六世秀由山饒瀨筑登之親雲上」の「乾隆二十六年（一七六一）」の記事である。

『余姓家譜大宗』

六世秀由山饒瀨筑登之親雲上

乾隆二十四年己卯七月二十三日為具志川間切檢者

乾隆二十六年辛巳十二月三日奉 詰越之命再為檢者書左記焉

覚

具志川間切下知役潮平親雲上

一右者具志川間切之儀百姓疲入候付去年五月／下知役被仰付候処上納方諸弘方段々混乱仕百姓／相怠此前何分下知方仕候而茂其埒明無之二付／疲増来候処潮平精を入上納方負荷返済方引合方／分明二糺付百姓中ニ委細申聞諸事加下知候付／百姓能取受動立折角相働候右手込を以ハ先様／負荷返済百姓有付申積候間下知役之儀／当年中之勤被仰付度旨／

具志川間切檢者山饒瀨筑登之親雲上

一右者年期答合此節代合仕筈御座候処／具志川間切之儀前条之通百姓疲入下知役等／被召付相合諸事相談を以百姓有付候手込仕置／當時究竟之時節柄代合仕候而は差支可申候間／今一詰勤越被仰付度旨／

右通兩総地頭訴出御物奉行加吟味申出有之／同意存申候間其通被仰付被下度奉存候事／以上／巳十二月三日／

記事は、「余姓六世秀由山饒瀨筑登之親雲上」が「乾隆二十六年（一七六一）」に「具志川間切検者」として「詰越之命」を受けたことを記したもので、その理由が上役である「具志川間切下知役潮平親雲上」の「覚」とともに記されている。潮平親雲上は「具志川間切下知役」として、「去年五月（一七六〇年か）から鹿児島に出発する二月まで百姓の強訴事件に対処していたのである。『大島筆記』の記述の「年貢モ上ケラレズ」「給人へノ作得モ得セヌ様ニ成タ」は、家譜記事の「上納方諸弘方段々混乱仕」という記事に対応しよう。また、潮平が「其書付（注、三司官が認めた書き付け）返上シ扱村々へ参り段々様子ヲ見」て「百姓」の実情を調査したというのは、家譜記事の「潮平精を入上納方負荷返済万引合方分明ニ糺付百姓中ニ委細申聞諸事加下知候」という記事にあたろう。さらに「総ジテ百姓ハ一日モタゞ居テ成ラヌ義ヲ云論シ何モ納得シ」という箇所は、家譜記事の「百姓能取受動立折角相働候」という箇所と対応している。『大島筆記』の記事は、決して潮平のはったりや自慢話ではないことが、この家譜記事から推測される。『大島筆記』の百姓強訴の記事は、やはり潮平の官吏としての働きぶりや人間性が窺える記事である。

次の潮平親雲上の「家来」「大田」^{ウラタ}については、仲原善忠が『大島筆記』と太田教富^{注8}で取り上げている。論文は『大島筆記』そのものにはほとんどふれてはいなく、「家来」「大田」^{ウラタ}の家譜を資料にして、「奉公人」といわれる久米島の村役人の生涯を紹介した論である。『大島筆記』と太田教富^{注9}には「大田」^{ウラタ}の家譜が直接引かれていないので、以下に『大島筆記』に関連する箇所のみ紹介する。^{注10}

『坐馬姓世系図』

七世教富 太田仁屋 上江洲親雲上

口上覚／

恐多御座候得共御奉公之次第申上候／

一 乾隆式拾參年戊寅今婦仁王子様御奉公被仰／付同十二月罷登同辰年三月迄閏月籠而拾／七ヶ月御殿相詰同四月

婦鳴仕候事／

同式拾五年庚辰八月罷登次巳年五月迄拾ヶ月／御殿相詰候処座間味親雲上琉御藏役／被仰付私御雇供被仰付同

六月より彼御／殿内江相詰午四月楷船より御乗合那覇／川御出船被成候処無風二逢運天泊江御／潮懸同七月

十三日御出船之洋中大風二逢／楫櫓伐捨八月十四日迄日数三拾壹日之海上及／難船十死一生之働二而候漸致

助命土佐国／江漂着二付於彼御地船修甫仕同十月同所御出／船同廿七日鹿兒島へ廻船仕候座間味御方／三ヶ

年御詰中御奉公無懈怠相勤甲申十／二月罷下り次酉三月迄閏月相籠四拾八ヶ月／相勤同四月婦鳴仕候事／

家譜には、教富は「乾隆七年」（一七四二）の生まれとある。土佐漂着の海難に遭ったのは二十歳の頃で、海難に遭遇する四年程前に「今婦仁王子」家に「奉公」している。「今婦仁王子」とは今婦仁朝義のことで、朝義は一七五五年～一七七〇年まで摂政職に就いていた。^(注10) 教富はここに「乾隆式拾參年」（一七五八）十二月から「辰年（一七六〇）」の三月まで「拾七ヶ月」「奉公」し、一端帰島した後、また「辰年」の八月から「次巳年（一七六一）五月迄拾ヶ月」間「奉公」し、その後「座間味親雲上」が「琉御藏役」になったことにより「私御雇供」となり、鹿兒島への楷船に乗船したのである。興味深いことは、今婦仁朝義の家譜（「尚氏家譜（具志川家）」^(注11)）をみると、朝義は「乾隆

十六年（一七五一）に尚穆王即位の「恩謝使正使」に命ぜられ、翌年六月琉球を出発し江戸に赴いている。帰国したのは、「乾隆十八年」（一七五三）の四月である。家譜にはこの江戸立のメンバーの「使贄官」として「翁氏宜寿次里之子親雲上盛成」、すなわち潮平親雲上盛成の名が記されている。実は、潮平はその四年程前の「乾隆十三年」（一七七八）に徳川將軍家重即位の「賀慶使」の「供」として、江戸に赴いていることが『宝玲叢刊第四集 江戸期琉球物資料収覧』第四卷に収められる「資料篇第三 琉球国使節使者名簿」の「寛延元年戊辰」の名簿の最後に「宜寿次親雲上 翁士璉・盛成（里之子親雲上）」の名がみえることによって分かつている。^{〔注〕}潮平は、短い期間に二度江戸立のメンバーになっていた。それはともかくとして、『坐馬姓世系図』『七世教富』の家譜の記載が正しければ潮平親雲上が後に「座間味親雲上」と名乗ったことになる。しかし、『氏集 首里那覇』^{〔注〕}によっても「盛」を名乗りに持つ「座間味」を名乗る家は確認できない。ただし、判明したことは、教富が「今婦仁王子」家に「奉公」した後、「座間味親雲上」に従って楢船に乗ったのは、尚穆王即位の江戸立で今婦仁朝義が潮平の上役であったためであり、その関係から教富は薩摩への楢船に乗ることになったということである。

家譜の記述と『大島筆記』の記述が大きく異なるのは、楢船が「八月十四日迄日数三拾壹日之海上及難船」としてある部分である。『大島筆記』では「七月十三日運天ヲ出シテ十五日ノ晩ヨリ十六日マデ大風ニ逢ヒ楢ヲ切流シ^{カサ}折レ荷物大半ハネ」て「三日三夜子丑ノ方へ流ル」とあり、その後「廿一日柏島沖ヨリ入シヲ柏島ノ役人見付ケ」、「琉球ノ楢船」と確認された後、「大島ノ西大渡島^{オホトウ}へ引キ廿二日大島ノ湊へ入碇ヲオロサセシ也」となっている。『大島筆記』では、楢船は三十一日間も漂流した記述にはなっていない。これが教富の記憶違いなのか、不明である。しかし、教富の家譜によって、潮平等は「彼御地船修甫仕同十月同所御出船同廿七日鹿兒島へ廻船仕候」、「甲申十二月罷下り」とあるように、「船修甫」の後、同年（一七六二年）十月に土佐を出航し十月二十七日に鹿兒島へ着き、翌々年（「甲

申一年)の一七六四年十二月に琉球に帰国したことが分かる。鹿児島に二年三ヶ月にもわたり滞在していたのである。土佐漂着の後、やはり鹿児島經由で帰国した一七〇五年の「大通事奥間親雲上」等は、鹿児島に三ヶ月程滞在している。^(注14)これに比べれば、潮平等は随分長く鹿児島にいたことになる。鹿児島での土佐国漂着に至る経緯や「荷物大ハネ」等の海難時の処置の合理性についての詳しい事情聴取があったのであろうが、それだけで二年以上に及ぶ鹿児島滞在にはならない筈である。潮平等は海難事故に関わりなく、その後「琉蔵役」として琉球仮屋(琉球館)で勤務したのでらう。^(注15)

次に渡口真清『麻氏兄弟たち』にでる潮平親雲上についてだが、これに潮平の名が登場する記述は九ヶ所(索引では、八ヶ所)に及ぶ。『麻氏兄弟たち』は、那覇の旧家、麻氏(本家は、三代真福以来代々垣花(儀間村)の地頭家を勤める)の九代真周の三男真房の四男真安(十一世麻世懋 渡口親雲上)が「書残した覚書(真安日記)」を中心資料にして、真安の家族、真安の六人の兄弟とその子等の動向をたどって、近世琉球の士族の家族を具体的に描いた貴重な書である。この「麻氏兄弟たち」と潮平とが、職務等を通じた親しい間柄であることから『麻氏兄弟たち』に潮平がしばしば登場する。^(注16)

「麻氏兄弟たち」と潮平とが親しいというのは、まず、潮平が「乾隆十三年(一七四八)」に「賀慶使」の「供」として江戸に赴いているメンバーに、真安の兄(長兄)、真仲の「あととり」真富がいたという縁である。真富には「乾隆十一年」に「与力」が命じられているというから、潮平にも同様に二年程前には江戸立の命があったと推測される。潮平は、その四年後に再び尚穆王即位の「恩謝使」の一員になって江戸へ赴いたことは、前述した通りであるが、『麻氏兄弟たち』ではふれていないが、先に紹介した今帰仁朝義の家譜には、この時の江戸立の「従者」の中に「麻氏上運天里之子親雲上真秀」の名が見える。「上運天」は、真安のすぐ上の兄、真守(「上運天親雲上真守」)が名

乗っていた名であり「真秀」は真守の子である可能性がある。そうだとすれば、ここでも「麻氏兄弟たち」と潮平との繋がりがあることになる。また、『麻氏兄弟たち』には潮平が「去ル丙子ノ歳（一七五六）明年冊封使可有トノ事極リ急ニ命アリ一夜ノ用意ニテ薩摩へ上レトノ事」で、「運ヲ天ニ任セテ」出航したところ、見事無事に「大順風ニテ一日一夜ニ山川ノ湊」（『大島筆記』第三「雑話上」）へ着いたとあり、それを迎えたのが当時琉球役として琉球仮屋に勤務していた真安（佐久本親雲上）だとある。琉球仮屋で、真安は潮平と「起居をともしることになる」。家譜「麻氏家譜（渡口家）」^{（注17）}によれば、真安は「乾隆十八年癸酉（一七五三）二月初五日奉命為琉球倉庫使」とあり、翌年四月に鹿児島に赴き二年半程勤務して「乾隆二十二年丙子（一七五六）九月」に「復命」しており、すれ違っていないれば確かに真安は潮平を鹿児島で迎えていたと思われる。なお、この「冊封使」とは尚穆王の冊封使で、正使は全魁、副使は周煌である。潮平が飛脚使として上臈した記事は、「大和江御使者之記」にみえることあり、確かにそれは確認できる。^{（注18）}そこには、「一 同年（乾隆廿年）冊封使来夏御渡来付飛脚使 翁氏宜寿次親雲上盛成」とあり、この頃までは潮平は「宜寿次」を名乗っており、まだ父の家督を継いでいなかったと思われる。

『麻氏兄弟たち』には、真安（佐久本親雲上）が「乾隆二十二年（一七五七）二月」に「接貢船才府」を命じられ、この時の「言上写」に「官舎 潮平親雲上」の名がみえることある。潮平は、真安の下役として一緒に渡唐したのである。真安の家譜「麻氏家譜（渡口家）」にも同船したメンバーに「官舎 潮平親雲上」がいたことが記されており、家譜には真安等がこの年の十二月に琉球を出発し公務を終えて翌年の十一月に「復命」していることが記されている。^{（注19）}『大島筆記』には、潮平が「本唐へモ右ノ役ニテ切々参リ福州へハ数度北京へモ両度参タル由」（『大島筆記』第一「大島浦漂着ノ次第」）とあり、そのひとつが『麻氏兄弟たち』に記されていることになる。ただ、『大島筆記』第四「雑話下」に「乾隆二年進貢ノ時初テ（北京ニテ尚書国子監謝道丞）に謁ス」とあり、「此時ノ帰路ニ送別ノ七

言律ノ詩ヲ賜リシ也此時ノ進貢ノ正使ハ佐久本親方也土璉ハ官舎ト云役ニテ上京セシ也」とある。二つの記事がともに正しければ、潮平は「乾隆二年」には「佐久本親方」を「正使」した進貢使の官舎として、「乾隆二十二年」には「佐久本親雲上」を「才府」した接貢使の官舎として渡唐したことになる。真安は親方にはなっていないので二人の「佐久本」は別人物かもしれないが、潮平が二十年前の「乾隆二年」にも「官舎」であったのかどうか、『大島筆記』の記事に疑問がなくなる。また、真安の「言上写」にはこのメンバーに一七〇五年に土佐に漂着した「志多伯親雲上」（蔡鐸の長男で蔡温の兄の蔡淵）の子（志多伯親雲上）が、「在留脇通事」として同船していたこともみえる。

実は、一七〇五年の土佐への漂着者との縁はこればかりではない。一七〇五年の土佐への漂着者「夏降安松田親雲上賢宏」（才府）の「子」は、潮平の「従兄弟」に当たることが『大島筆記』第三「雑話上」に書かれている。しかも、その「従兄弟」は「殊外菊好ニテ毎年手入ヲヨクシ咲セルニ或年ソノ手入ノ節松田他所へ役儀ノ事ニテ行シニ妻ヘモ手入レノ事云置」いたところ、「役事モスミ帰宅ノ後カノ菊ノ事ニテ妻ヲ已ニ離別セントセシ」ということになったというエピソードが記されている。結局、潮平が呼ばれてなんとか「和熟サセテ」とりなしたという。『麻氏兄弟たち』がこのエピソードが取り上げているのは、この「妻」が真安の兄真守（三男）の「三女」にあたる人だからである。^(注20) そのような縁で、『麻氏兄弟たち』はこれを取り上げている。潮平と「麻氏兄弟たち」とは、様々な縁で結ばれていることが分かるが、一七〇五年の土佐への漂着者達ともまた潮平は繋がっている。

以上、三点の資料と『大島筆記』から判明する範囲で土佐に漂着するまでの潮平親雲上の足跡をまとめる。

- ・乾隆十三年（一七四八）六月に徳川家重襲位の「賀慶使」の「供」として江戸に赴き、翌年六月に帰国する。
- ・乾隆十七年（一七五二）六月に尚穆王即位の「恩謝使」の「使賛官」として江戸に赴き、翌年四月に帰国する。

- ・乾隆二十一年（一七五六） 明年の冊封使、来琉を告げる飛脚になって上臈する。
- ・乾隆二十二年（一七五七） 十二月に「接貢船」の「官舎」として渡唐し、翌年の十一月に帰国する。
- ・乾隆二十五年（一七六〇） 五月から乾隆二十七年（一七六二）二月まで具志川間切下知役を勤める。
- ・乾隆二十七年（一七六二） 四月から乾隆二十九年（一七六四）十二月まで琉蔵役を勤める。ただし、薩摩への赴任途中に海難に遭い、乾隆二十七年七月に土佐国に漂着、同年十月に鹿児島に廻船される。

〈二、三点の資料の解説〉

ア．『琉球船漂着記』の解説

『琉球船漂着記』（高知県立図書館所蔵）は、奥書の「此書寛政五癸丑ノ春二月ニ写」より潮平等の土佐国漂着からほぼ三十年後の一七九三年に写された資料であることが分かる。ただし、『所蔵』者とする「游息亭 北川八郎右衛門」が誰であるか分からない。あるいは、「游息亭」は書写した人物で、「北川」とは別の人物かもしれない。資料は癖のある読みにくい文字で判読できない箇所や意味がとれない箇所、あるいは誤読もあると思われるが、大方の意味は分かるのではないかと思う。

本資料は、大きく前半の「宝永十二年琉球船漂着之次第」と後半の「聞書写」に別れていると考えられる。奥書の「有増（あらまし）右之趣」と「聞書」は、これと対応するか。この二区分は、大きくは『大島筆記』でも同様である。前述した通り、『大島筆記』第一、第二は漂着の次第と琉球国の概要を主にする報告書的な内容になっており、第三、第四は第一、第二に入らない聞き手の興味から質問された話やその質問を受けて広がった話者の話を中心にま

とめた聞書で、第三「雑話上」は琉球についての記事、第四「雑話下」は琉球を通した中国情報という内容でまとめられた構成になっている。これに、『大島筆記』はさらに「琉球人」の文芸等を入れた第五を付けた構成にしている。さらに『琉球船漂着記』と『大島筆記』との細かな違いをもう少し述べれば、『漂着記』の「琉球船漂着之次第」は報告書的な内容が強く、乗組員に関する情報、土佐国漂着に至る「次第」の外に琉球船の規模や「船具」、「船荷物」「御手形」(通行証)等を記すのに対して、『大島筆記』では第一に「琉人漂着之次第」があり、乗組員に関する情報、漂着に至る「次第」が詳しく記されるものの、『漂着記』が記すような琉球船に関する情報をほとんど記さず、第二に「琉球国体」「人物風俗」以下の琉球国の概要を記している。一方、『漂着記』はこの第二にあたる箇所を持っていない。さらに、『漂着記』後半の「聞書写」は『大島筆記』の第三と第四に対応する箇所であるが、『漂着記』は第四に相当する「聞書」情報(中国情報)の記述がなく、全体的な情報量も少ない。『漂着記』の奥書に「尚又諸々より段々聞書可遂候」とあり、この資料が「聞書」途中のものであることを想像させるが、逆に『大島筆記』に入る情報量の豊かさを考えさせる。しかも、『漂着記』の「聞書」は『大島筆記』に記されているような「琉球人」から聞いたと思われる情報を記した内容が少なく、「琉球人」を観察した記述という性格が強い。例えば、「聞書写」冒頭の「一惣分乗組中咄シ此方へ通し不申候」や「一日本人への咄挨拶方ハ能通し申候」、あるいは「一先只今迄ハ至而盤上試作其外遊芸事都而不仕候惣分在らぬか又ハ秘スルカト様々噂仕ル義ニ御座候」等という記事は、正確には「琉球人」からの「聞書」という内容ではない。つまりは、ここでの「聞書」とは「琉球人」から聞いた「聞書」ではなく、「琉球人」についての「聞書」という内容を多分に持っており、『大島筆記』の「雑話」上下とは異なっている。この違いは、『大島筆記』は直接に「琉球人」に「聞書」した立場の者の記述であり、『漂着記』は「琉球人」を周囲から観察した者の記述ということであるかもしれない。そうすると、『漂着記』は戸部良熙を含む城元から派遣された役

人（安芸権七以下の役人。戸部は上から七番目に記される。『大島筆記』第四「雑話下」の末尾に「参会ノ諸人」として記載される）以外の者が、記した書だということになるのか。

いずれにしても、報告書的な内容が強い『琉球船漂着記』をおいてみると、『大島筆記』は「琉球人」からよく情報を引き出しそれを整理してまとめた書であることが分かる。勿論、そこには良熙等の質問に忍耐強く丁寧な答えた潮平等がいたのである。『琉球船漂着記』は、一七六二年のもうひとつの琉球船の土佐漂着記録というばかりではなく、『大島筆記』を照らし出す書でもある。

イ. 『豊敷公紀』第三百二十四卷、宝暦十二年（一七六二）七月二十二日付け資料「廿二日琉球船一隻宇須須木浦（幡多郡）ニ漂着ス」の解説

『豊敷公紀』第三百二十四卷、宝暦十二年（一七六二）七月二十二日付け資料「廿二日琉球船一隻宇須須木浦（幡多郡）ニ漂着ス」は、全体が一七六二年の琉球船、土佐国漂着記事になっている。「公紀」は、琉球船の漂着地からの報告や国元からの指示等を中心とする資料である。資料は、「御日記」（宝暦十二年）と「宝暦十三年」がある。「宝暦記」（宝暦十二年）、「南路志」（七十六）、「宝暦文書」、「御国年代記」から関係する箇所を抜粋している。このうち「宝暦文書」とする資料の分量が多いが、これには前回（一七〇五年）の琉球船漂着資料が三箇所にわたり、挟み込まれている。本稿では、それらを省略して翻刻している（省略2）（省略3）（省略4）。また「南路志」の翻刻についても、土佐側と琉球側が遣り取りした漢詩文や和歌、及び「永峯和文」は、『大島筆記』第四、第五に入っており省略している（省略1）。

「御日記」は、「宝暦十二年」の資料が琉球船漂着の知らせを薩摩へ連絡したことを記したもので、これには潮平

が「委細之書付等」を提出している記事がみられる。「宝暦十三年」の資料は、薩摩から琉球船への対処に対する御札の記事と土佐側のそれに対する返札を記した記事である。「宝暦記」は琉球船漂着の連絡が、八月五日に国元に届いたことを記した資料である。「南路志」は、山内源蔵が琉球船漂着に関わる対処にあたったことや琉球船の規模、船の責任者（「琉蔵役潮平親雲上」「船頭高良長峯」、国元から対応に赴いた「安芸権七」以下七名の名を記している。それ以下は、『大島筆記』第四、第五にある記事が記される（省略1）。

「宝暦文書」は、前述した一七〇五年の漂着記事（省略2）（省略3）（省略4）を除くと「覚」とする四つの資料からなる。最初の「覚」は主に漂着船が大島に繋留されるまでの経緯が書かれている。次の「覚」は三条からなるが、最初の条は琉球船が大島に繋留されるまでの経緯がさらに詳しく記され、土佐側の役人達が琉球船に乗り込んで漂着の経緯を尋ねたことや積み荷を調べたこと、また「琉球人」を観察した記事が記されている。『大島筆記』第一「漂着之次第」には、「大風二逢ヒ檣切流シ舵折レ荷物大半ハネ」とありながら、「琉球船漂着記」にみえる「船荷物」には「黒砂糖 一万八千斤」をはじめとして「銭箱」「衣裳入櫃」等、漂着船に結構な「船荷物」があったことが記されているが、この「覚」にも「屋久島沖ニテ勿捨申候ハ専黒砂糖類と相聞ヘ申候勿残候荷物悉濡レ居申由然共いまだ砂糖をも積居申候其外少青貝細工之品朱塗重箱様之物等有之」とあって、実際は一定の荷を残していたことが記されている。また、琉球船が大島に繋留される経緯についても『大島筆記』に書かれない箇所があり、興味深い。さらには、琉球船の乗り組み員について「宝永二酉年参琉球人見申老人ども此度之琉球人見申所以前之者よりハ賤ク相見候」「乗組之者共も彼地之百性或商人体ニても可レ有御座哉」等と記されている。「琉球人」を見た者の中に五十七年前（宝永二酉年）の「清水浦」（土佐清水）に漂着した「琉球人」を見た者がいたことに驚かされるが、潮平についても「船頭と相見申者之名潮平親雲上と申候此者之言語ハ通詞候得共其余ハ曾而相通詞不レ申候」と記され

ている。これらを総合すると、土佐側はまだこの時点では琉球船についての詳しい事情を把握しておらず、琉球船を琉球から鹿児島に「貢物」を運ぶ民間の運搬船といったぐらいの認識としていたのではないか。乗り組み員には、潮平以上に和語和文に長けていたと思われる長嶺もおり、「其余ハ曾而相通詞不申候」といったことではなかった筈である。この資料は、琉球船の漂着直後の理解が示された資料なのだろう。次の条は土佐側の役人「谷村酒丞」等が船に乗り込んで見分したことを記したもので、「兵具」を積んでいないことや「修覆」が必要で日数がかかること、またそのような事情なので琉球側から「乗組之中少御当国より陸路仕先薩摩江立越申度段」が願いでいたことが記されている。三番目の条は、「琉球船」の乗組員が五十二人で特に問題がないことを「薩摩守様御家老」に知らせること等が記されている。三番目と四番目の「覚」は、「琉球船」を繋留地の大島から鹿児島に送り出すことに関わる文書である。迎えに来る鹿児島側の役人名やその人数、「湊内船宮図」等が記されている。「覚」には「琉球船」がいつ土佐を出航したことが記されていないが、前述した『坐馬姓世系図』には、「琉球船」の土佐国出航を「十月同所御出船同廿七日鹿児島へ廻船仕候」とある。鹿児島側の役人達は、出航の前月「当月十日」に宿毛に到着しているとあり、一ヶ月程前に土佐に到着して出航へ向けた準備をしていたことになる。「琉球船」の鹿児島への「廻船」は、それなりに大がかりな事業だったのであろう。

ウ. 『韓川筆話』の解説

『韓川筆話』は、『大島筆記』の作者戸部良熙の全十巻の随筆である。奥書に「師友知故に聞る所且見聞せし事」とを、「家人うなる子共の見やすからんために」「粗十巻にてさしおけり明和六とせ己丑（一七六九）の冬」とあり、潮平等の土佐国漂着の年の七年後、良熙が五十六の歳に編んだ書である。書名は、戸部が「其家市内鏡川の北岸唐人

町に住したが故にまた韓川と号した」というところから付けられたもので、「内容は短文の集りで、而もその一篇一篇が余りに短く漸く一丁一話の体裁で、話題四百二十七に対し総紙数三百八十丁^(注2)」という書で、国会図書館に所蔵されている。

その「話題四百二十七」の中に琉球にふれた章段が、第六卷や第七卷を中心に十段程ある。「幽齋之歌」第二卷、「慎火草」第三卷、「藤堂旧友」第四卷、「草の名」、「尚左」、「奇品」以上第六卷、「栢樹」、「きやり」、「朝安氣之茗」以上第七卷、「卯日もうし」第九卷がそれである。この中に、「尚左」「奇品」「朝安氣之茗」に潮平の名(翁士璉)が、「栢樹」に永峰(平世祥)の名がでる。また、「きやり」には「琉球人」、「慎火草」では「彼国の人」などもでる。これらの記事は、いずれも潮平等が話した、あるいは潮平等に尋ねた琉球の事物や中国情報を記した章段である。その中で目を惹くのは「朝安氣之茗」の記事で、潮平が茶好きあることから良熙は「朝安氣」と名付けられた茶を贈ると、潮平から「小翰」を添えたお返し(「清明茶^{しんみんさ}など)を贈ってきたとあり、二人の間には帰国後もなんらかの交流があったことが分かる。薩摩を経由した遣り取り取りであるうが、このような交流が当時あったことは驚きである。もうひとつは、永峰(平世祥)の名がでることである。永峯は『大島筆記』に「船頭高良」の「雇」とある人物であるが、潮平は渡唐した際、北京までも連れていっており潮平の片腕と考えられる人物である。良熙もこの永峯に対し「長嶺人物日本人ノ様子有テ其事ナド内々不審セシニ」と思っていたようで「帰国ノ前二聞ハ」、永峯は「昔源平ノ合戦ノ時平氏ノ内琉国へ落行タル者ノ子孫ノ由」と答えたという。^(注3)『大島筆記』五には「永峯和文」が載せられており、永峯は和語、和文にも通じた教養人だったことが窺える。おそらく、良熙は潮平同様、永峯にも様々に琉球情報や中国情報を尋ねて親交を深めたことが想像される。その一端が、「栢樹」の記事にあらわれているのではないか。

記事には、「火防垣」を述べた「慎火草」(『大島筆記』二「諸産物大様」の「火防垣」、漂流物を記した「奇品」

〔大島筆記〕三「雑話上」、中国の挙重にふれた「きやり」〔大島筆記〕五「琉球歌」の「やんさらゑゝ」の歌）や琉球の接尾敬称語「かなし」に言及した「卯日もうし」（同「琉球歌」の「殿がなし」の歌）がある一方、『大島筆記』にあらわれない「草の名」「尚左」の記事もあり、『大島筆記』に記されなかった聞書情報があったことを想像させる。また、「藤堂旧友」は一七〇五年に土佐清水浦に琉球船が漂着した際に活躍した「五右衛門」を記した記事で、「五右衛門」は当時、名字も帯刀も許されていなかったが、それを隠し琉球船と対応し「奉行浦奉行」へ「直書を遣し」て手柄をたてた話や、その「五右衛門」の子が菓子よりも刀をほしがったというエピソードを記している。「五右衛門」は「漂着」した琉球船が、その三日後、突然出帆しようとする気配をみせたので慌てて「薪木等」を持って船に乗り込み、城からの指示を待って行動して欲しい旨を必死に琉球側に説得した人物である。^{〔注2〕}それが、後世にまで語り継がれていたことが「藤堂旧友」の記事から分かる。

「幽齋之歌」の記事は、袋中の『琉球神道記』第五の「一、八幡大菩薩事」の一部を引き「海神の珠」（乾珠満珠）に注目して、「海神宮」の所在が「志賀の嶋」とも「さつまかた」とも「琉球」とも定まらないことを述べた章段である。この記事は、『大島筆記』第四の末尾にある「再考」と対応している。「再考」では「彦火火出見尊」が「遊行」したと伝える「海神宮」が各地にあり、一部の説は琉球がそれであることを『琉球神道記』に記しているとするが、実際に「神道記」を手に入れて読んでみるとそのようなことは書いていないと記している。「再考」では、もうひとつ「日本紀ノ通證ニモ琉球神道記曰琉球王門勝記」龍宮城「ト引ケレトモ神道記ニ左様ナシコレモ神道記ヲ見ズ二人伝ニテ引ケリ」とも記している。「日本紀ノ通證」とは、潮平等が漂着した年（一七六二年）にでた谷川士清『日本書記通証』のことで、これに『神道記』に記されていない言説が記されているとする。これは、一種の「琉球神道記伝」である。この「琉球神道記伝」についての指摘は、屋代弘賢が『琉球状』（一七九七年成立。一八三二年版）で

指摘しているという。^(注25)『大島筆記』のそれは、これより早いものとなる。「再考」には「琉球ニテ雨乞ノ神ヲアマツヽノ神トイヘルハ琉人ノ歌ニ見ヘタリコノアマツヽノ神ハ海神ナリ海ヲアマトヨム事古語也神ヲツヽ又ハツミナトヽヨムモ古語也」とも記して、琉球の言葉を日本の古語とする理解が示されている。^(注26)このような見解は他の『韓川筆話』の記事(「尚左」「卯日もうし」)にもみられ、例えば「草の名」でも「琉球はわか大やまとの古き風つたはり残れる国なるか」などと記されている。ここに良熙の琉球観があらわれているが、これは良熙のみならず近世の国学者が共通に持っていた琉球観だと思われる。その詳しい検討は、筆者の今後の課題である。

註

(1) 『大島筆記』の引用は、管見の限りでは最も良書だと考えられる国会図書館所蔵本から行う。この本には、戸部良熙が「教授役」を勤めた「教授館図書」の印が押されている。

(2) 「尚質王第二子大里王子朝亮三男」を「元祖」とする「小宗朝涼 向姓家譜」(複写資料、那覇市歴史博物館所蔵)の「五世朝邑」記事。

(3) 拙論「土佐漂着の「琉球人」——志多伯親雲上・潮平親雲上・伊良皆親雲上を中心に——」(『沖縄文化研究』第三十四号、法政大学沖縄文化研究所、二〇〇八年刊)、「琉球船、土佐漂着史料にみる日本文芸の享受」(『立正大学國語國文』第四十六号、立正大学國語國文学会、二〇〇八年刊)。また、『大島筆記』が書かれた宝暦十二年の琉球船、土佐国漂着を含めた四回の土佐国漂着についての概要に關しても、拙論「土佐漂着の「琉球人」——志多伯親雲上・潮平親雲上・伊良皆親雲上を中心に——」で記している。なお、これ以外の宝暦十二年の琉球船、土佐国漂着資料は『土佐国群書類從拾遺』第三十五(内閣文庫所蔵)に「宝暦十二年琉球船漂着之事」という短い記事がある。

(4) 比嘉春潮・新里恵二「大島筆記 解題」(『日本庶民生活史料集成 探検・紀行・地誌(南島篇)』第一卷、三一書房、一九六八年刊)。

(5) 沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会編『角川日本姓氏歴史人物大辞典 沖縄県姓氏家系大辞典』第四十七卷、角川書店、一九八二年刊参照。

(6) 注3の拙論「土佐漂着の「琉球人」」参照。

(7) 『余姓家譜大宗』(写本複製資料、那覇市歴史博物館所蔵)。

(8) 仲原善忠『大島筆記』と太田教富『仲原善忠全集』第一巻、沖縄タイムス社、一九七〇年刊)。

(9) 『坐馬姓世系図』については、沖縄久米島調査委員会編『沖縄久米島 資料篇』弘文堂、一九八三年刊)に「元祖由来記 喜久里記」(翻刻、島尻克美・波照間永吉・西表宏・安里秀正)として活字化されているが、一部に欠字がある。本稿では、那覇市歴史博物館所蔵の『坐馬姓世系図』(写本複製資料)を翻刻しているが、干支表記の明らかな誤りは正しており、また「元祖由来記 喜久里記」の欠字部分は、傍線を付して示している。

(10) 注5に同じ。

(11) 那覇市企画部市史編集室『那覇市史 家譜資料(三) 首里系』那覇市企画部市史編集室、一九八二年刊)。

(12) 横山学『宝玲叢刊第四集 江戸期琉球物資料集覧』第四巻、本邦書籍、一九八一年刊。及び、注3の拙論。

(13) 那覇市市民文化部歴史博物館『氏集 首里那覇』増補改訂版、那覇市市民文化部歴史博物館、二〇一〇年刊)。

(14) 『毛氏家譜(三世 毛文英)』(那覇市企画部市史編集室『那覇市史 家譜資料(二) 久米村系』那覇市企画部市史編集室、一九八〇年刊)参照。

(15) 「琉蔵役」とは、『麻氏兄弟たち』(渡口真清、自家版、一九七〇年刊)によれば「出物(仕上世のこと)、上納銀(牛馬口銀或は人別銀)、渡唐銀など御物の取扱い、国王からの進上物の取扱い、諸座諸蔵の御用物の買入などをなす。即ち王府(御物奉行)の鹿兒島出張員である。奉行(在番親方と呼ぶ)一人、蔵役一人(親雲上)筆者三人の定員である。間役といってサツマの人を一人二人雇われている。琉蔵役は二月出船、翌々年九月帰帆、三十二ヶ月分飯米が支給される」という役職である。

(16) 渡口真清が潮平親雲上のことを書いた論文には、外に短文だが『大島筆記』と潮平親雲上『琉球新報』一九五九年二月五日がある。渡口は、主に潮平の人柄(「われわれが誇ってもよい古琉球人」等)について述べているが、仲原善忠の『大島筆記』と太田教富を紹介し、潮平が後に「座間味親雲上」になったと思われることに関連して「手元(てもと)にある翁氏一族表」の中に「座間味親雲上と同じ六世の翁氏に松浜寿山という僧籍のものらしいのが見えている」と述べている。「松浜寿

- 山」を『大島筆記』にみえる「僧祖願」と想定してのことだが、「僧籍のものまで名前をそんなに変えたりするものか」とも記して、「座間味親雲上が潮平親雲上であるという、もっと確かな証拠がいつか出てくることを切望する」と記している。
- (17) 真安の家譜は注11の同書に「麻姓家譜（渡口家）」として収録されている。
- (18) 「大和江御使者記 全」（沖繩県立図書館東恩納文庫所蔵）。
- (19) 真安の家譜の「乾隆二十二年（一七五七）年丁丑」の記事に「此時官舎翁氏潮平親雲上盛成」とある。
- (20) 「翁寿祥国頭親方盛順六世翁宗光渡久山親方忠平三男翁彦傑」を元祖とする家譜（写本複製資料、那覇市歴史博物館所蔵）に元祖「七世翁彦傑」の「室」は、「夏氏松田親雲上賢厚女」（康熙五十五年（一七一六）生）とある。潮平は土佐漂着当時は「五十三」（『大島筆記』第一「漂着次第」とあり、一七〇九年の生まれである。「翁彦傑」の「室」とは、七才程違う。これを前提にすれば、「夏降安松田親雲上賢宏」が「夏氏松田親雲上賢厚」であり、「夏降安松田親雲上賢宏」の「子」（松田親雲上）と潮平とが父方の「従兄弟」同士の関係であるとするならば、「松田親雲上賢宏」と潮平の父とは兄弟関係にあるということになる。さらに、「松田親雲上賢宏」の「子」と「翁彦傑」の「室」は兄弟関係の可能性があり、潮平とも「従兄弟」関係ということになる。すなわち、「松田親雲上賢宏」の「子」と潮平の関係は、「従兄弟」同士という関係ばかりではなく、その女兄弟が潮平の親戚（翁彦傑）に嫁いでいた可能性が考えられ、両家の関係は相当に深かったことになる。
- (21) 『琉球船漂着記』と『大島筆記』の「漂着之次第」を比べてみると、『漂着記』は短文だが『大島筆記』とほぼ変わらぬ内容である。ただし、乗り組み員に関する記述は、『漂着記』に出身地の記載の誤り（誤写）が目立つ。また、四人ほどの脱落もある。年齢の記載も含めて、『漂着記』の記事に誤りがあると考えられる。
- (22) 松山白洋「土佐歌人群像（十）」『土佐史談』第四十一号、一九三二年刊の「戸部良熙」の項。
- (23) 注3の拙論「土佐漂着の「琉球人」参照。
- (24) 注3の拙論「土佐漂着の「琉球人」参照。
- (25) 目黒将史「琉球言説にみる武人伝承の展開―為朝渡琉譚を例に―」『中世文学』第五十五号、中世文学会、二〇一〇年刊の注17参照。『琉球状』（横山学『宝玲叢刊第四集 江戸期琉球物資料集覧』第二巻、本邦書籍、一九八一年刊）には「琉球神道記を捜索いたし候へとも門牌に龍宮城と題し候事ハみえ不申候得はかた／＼無覚束候」とある。
- (26) 『大島筆記』第五の「琉球人和歌」に入る二番歌にでる「雨つゝの神」の注記。

翻刻凡例

- ・翻刻は、新字でおこなっている。俗字についても、正字に直している。
- ・欠字や誤字もそのままおこなったが、最小限の範囲で（ ）に入れて訂正している。
- ・脇に記された読みは、原則としてそのままおこなった。
- ・判読できない文字は、○にしてある。
- ・原文が改行されている箇所は、／で示している。

〔表紙〕

ア. 『琉球船漂着記』

宝曆十二年琉球船漂着之次第／

一本琉球国ヨリ薩摩国御用物船日本ノ宝曆十二年七月ノ十三日本国出帆同十五日ヨリ沖間ニテ難風ニ逢ヒ同十六日忘風（暴風か）ノ強ク相来リ薩州屋久ノ嶋ノ沖ニテ楫柱ヲ切流シ風ノ俣ニ相流レノ泛中段々及難義積荷物等過半打捨沖間ニ漂風ニ任セノ同廿二日辰ノ上刻土佐国幡多郡宿毛御領貝ガ崎沖ヨリノ大島浦ヘ漂着否右大嶋浦庄屋罷越相改其後宿毛ノ役人衆奥内浦ヘ役人立越見聞イタシ候所左之通ノ

一 船長サ 外法三拾二尋

内法二十五尋ノ

一本柱 長十七尋三尺

廻り壹丈余いたみなし

一 禅僧壹人 名ハ祖願 但シ薩州ヘ為勤学渡海ノ

ズ五十式人也ノ

右人名村名同名有リ不審ニ候ノ

船具

一 鐵碇 四頭

一 唐碇 三頭

一 木碇 式頭ノ

『大島筆記』に関連する資料

- 一 下はせを 三縄四房
- 一 鉄碇真綱 二房
- 一 宗呂かし綱 三房
- 一 水壺 式ツ
- 一 とう樽 式ツ
- 一 楫長甘尋三尺 落シ込壺尺式寸
- 一 乗組人数五拾式人
- 内 壺人 出家
- 式人 通辞
- 琉球国船切手写
- 一 潮平親雲上主従
- 一 宜寿須里之子親雲上
- 一 照屋里之子
- 一 潮平子
- 一 上地
- 一 大田
- 一 諸見里筑登之
- 一 崎間筑登之
- 合九人
- 差出
- 一 十五端帆檣船一艘
- 船西村 高良
- 一同打廻シせきとく綱 式房
- 一 宗呂大綱 式房
- 一同頭綱 式房
- 一本ノろう 廿四丁
- 一指桶 式ツ
- 落シ込壺尺式寸
- ハキ付板身共七尺
- 一 黒綱 五房
- 一 打かい 壺丁
- 一 ばつ 四ツ
- (一) ハキ板長五尋

- 一 榎取久米村 三十三当間
- 一 同西村 三十八大城
- 一 同西村 五十二平安名
- 一 同渡嘉敷間切同村 四十二前里
- 一 同皇(定か)加子東村 四十五照屋
- 一 同西村 三十四嶋袋
- 一 同渡嘉敷間切同村 四十八古波蔵
- 一 水主西村 廿五トムリ
- 一 同西村 廿五大嶺
- 一 同渡地村 二十石川
- 一 同渡嘉敷ツイ(間か)切同村 廿九富里
- 一 同本同村 二十四宮平
- 一 同本同村 二十八嘉(喜か)屋武
- 一 同同阿嘉村 二十三富里
- 一 同渡嘉敷間切阿波連村 三十一金城
- 一 同座馬味間切阿佐村 廿八平良
- 一 同同村 廿二仲村楽(渠か)
- 一 同座馬味間切座間味村 当間
- 一 同座馬味間同村 廿九仲村楽(渠か)
- 一 同座馬味間切阿嘉村 廿二富里
- 一 同渡嘉敷間切同村 廿九新城
- 一 同渡嘉敷間切同村 廿三富里
- 一 同船頭供紅授(若狭か)町村 廿九長嶺
- 一 佐事西村 五十六具志堅
- 一 同泉崎村 五十二末吉
- 一 同西村 三十八高江洲
- 一 同同村 四十九新垣
- 一 同紅授(若狭か)町村 四十一山城
- 一 同紅授(若狭か)町村 二十九手登根
- 一 同座間味(間)切同村嘉(喜か)屋武
- 一 同紅授(若狭か)町村 三十三手登根
- 一 同西村 十九西平
- 一 同渡嘉敷取(間か)切前村 三十一仲井馬
- 一 同渡嘉敷(間切)同村 三十二古波蔵
- 一 同同阿辺村(阿嘉村か) 二十九慶留間
- 一 同同(村) 二十五渡慶須
- 一 同同(村) 二十九仲村渠

合船頭主從楫取作事定^{シラテシレヌ}ノ

加子水主四十式人^{三十}禪宗也ノ

一〇〇す 拾四ノ

船荷物ノ

一 衣裳入櫃^{五ツ}

一 細物入御米櫃^{十七}ノ

一 同入庫裡箱^六

一 衣裳入皮箱^{三ツ}ノ

一 細物入櫃^{四ツ}

一 細物入^{大小}十六ノ

一 錢箱 七ツ

一 懸硯 十一

一 燒酎入壺大小^{セツチカ} 四十ノ

一 シホブタ入壺 三十

一 故実入壺大小^{シツ}

一 百三十ノ

一 いも葛入樽 三十

一 一米拾石

一 鍋大小^{ナベ} 三枚ノ

一 黒砂糖 一万八千斤ノ

右春先楫船上国ニ付船具并ニ船荷物如此ニ届申候ノ此外御法度之品物少も積入不申候間津口通ノ御手形被仰付可被下候若相違之義御座候ハ、其沙汰可被仰付候以上ノ

午四月

右船頭 高良ノ

御役所ノ

右ハ舟頭水主船荷物相改め此ニ届申候若相違之隙ノ御座候ハ、船頭方へ御沙汰可被仰付候以上ノ

午四月廿四日

御物城^{ウツ}

仲程親雲上ノ

里^{サト}主^{ウヂ}

真境名同ノ

右之通於無相違は可被指通候以上ノ

午四月廿六日宮平親方ノ

池城親方
イケカスケ
東風平親方
コチヒラ

諸所船役所

此者於無相違は津口可被指通候以上

琉球国在番奉行

午ノ四月廿四日

本田新次郎

諸所船役所

覚

一 禪宗林叟弟子 祖願

右為勤学今度楷船ヨリ鹿兒島へ罷登度由申出候間御手形可被下候以上

午ノ四月二日

宮平親方

池城親方

東風平親方

御在番所

各表書相違無之ハ津口可被指通候以上

琉球国在番奉行

午四月廿日 本田新次郎

諸所船役所

聞書写

一 惣分乗組申咄シ此方へ通し不申候

一 日本人へ之咄挨拶方ハ能通し申候

一 潮平親雲上下申者博学ニテ諸文杯達者之よし

一 里之子親雲上手跡見事ナル由

- 一 船中見物人ニハ随分挨拶方も能ク第一礼義ノ厚ク候たはこぼん茶砂糖杯ヲ以致饗応由七月廿六日ヨリノ御指止ニテ見物不成候ノ琉球国年号ハ乾隆廿七年ト申事正月ハ寅月ヲ以ノ相勤ル由曆ハ大唐ヨリ相蒙渡ルト申閏月違有ノ五月ニ当ル有ノ
- 一 八月十五夜名月ノ祭重ク致スよし上ヘ願もち米ノ四斗モライウケ式斗ハモチニツキ式斗ハ引粉ニしてノ白ラモチニして月祭ニ備ヘ申由船ニ舟玉神ト云事なしノ観音祭有リノ
- 一 衣類ハ大かた地盤共ニばせうふ惣分平袖ばたん付ノ平生丸ぐけノ帯改めし時は石帯ノ様なもの結フ則ノ大帯マクタイと唱ヘコレガ先礼義ト相聞ヘ申候ノ
- 一 歳廿四五ヨリ以下之者共口ヒゲナドそり候其以上ノ都而そらすノ
- 一 大難風ニ逢候御神社ヘ志厚等致ニ付寺社参拜ノ仕度段願出御聞届有之八月十一日右大島ノノ寺ヘ参詣イタス総分神仏ヘハ九拜ニ致ス由則於ノ寺ニ上官面々ヘ一汁七菜下々ニハ一汁三菜御料理ノ被遣食礼等甚タ厚ク致ス内〔御か〕酒盞ハ日本ノ仕為ノト同事ノ由聞ウキノトサマノノ事申ス也肴ヲハサノミ候ニ己等ガ喰残ノ生酢杯ハサミ候ヨシ是ハカノ国ノノ風義ナラント申事二候酒ガ氣ニ入不申哉惣分ノ下戸ト申余計吞ミ不申由尤料理ハ寺故精進ノノ御仕成ナリ帰候時分重ク礼ヲ述ヘ罷帰ルノ
- 一 此間山内源蔵様ヘ進物ノ
- 一 扇子殺不知メノウ石緒留メ数不定ノ
- 一 外ニ黒砂糖ノ
- 一 分ノ
- 一 安芸権七様ヘサンゴジュノ緒留メかいはノ
- 一 分ノ
- 一 右御両所ヘ奉書ノ様ナル紙三枚但シ重ね折テ目錄添ノ権七様御子息実五郎殿扇二里之子親雲上歌ノ書候よしノ
- 一 常磐なる松のみとりも春くれはノ
- 一 今一しほのいろ増りけりノ
- 一 といふ歌かく由ノ
- 一 地盤舟中ニ罷在候時ハ上下とも何やら歌のよふなノる調候得とも一円通し不申候ノ
- 一 先只今迄ハ至而盤上詩作其外遊芸事都而不仕候ノ惣分在らぬか又ハ秘スルカト様々噂仕ル義ニ御座候ノ此方よりハ何レも手ゲス

ネヲカヒ罷在候潮平親雲上ノ至テ能弁アイサツ方も水の流ルゝことクニ候上下ともノ隨分生付ヨク日本人杯ヨリハ器量ヨクミヘ上官ノ人ガラヨク平生暮方ヨキト相見ヘ申候ノ

一潮平ト申ス者ハ薩摩様御預リ琉球国拾万石ノ之内潮平ト申地名也地方三百石計リノ長ト相聞ヘ候ノ右村ヨリ薩州ヘ貢船ト相聞候右十式万石カノ百万石ヤラ五百万石ヤラ一切不分明様ニ下官ノ者咄ス事ニ候コレハ上官ノ咄ス事ニ〇〇無御座候ノ右潮平ト申者ハ先年琉球国大王来朝ノ節ノ隨身イタシ渡海致候故日本ノ事京都大阪ノ江戸杯之義アラマシ合点シ居申由尊仕申候ノ

一上下トモ武芸手勇氣見ヘ不申候只長袖又ハ出家ノ杯ノ持前ノ様ニ見ヘ申候但シ漂着故武勇共底ニノカクシ罷在やとさまノ評詳候水主加子ハノ何レも同前ニ御座候ノ

一出家祖願船中ニテ何レモ重クノ用ヒ申候さて博学共見ヘ不申候ノ

一此舟本琉球国ホンロウトいふ所ノ船ノよしノ

一舟ノトモ順風相送ノ如是ノ額有リノ

有増〔あらし〕右之趣ニ御座候尚又諸々より段々聞書可遂候ノ取紛前後不都合ニ御座候右之通故さつとノ書写し申候本紙ニ文字書あやまりも御座候とノ存候

此書寛政五癸丑ノ春二月ニ写ノ

游息亭

北川八郎右衛門所藏ノ

イ・『豊敷公紀』

第三百三十四卷 宝曆十二年（一七六二）

（七月）廿二日琉球船一隻宇須須木浦（幡多郡）ニ漂着スノ

〔御日記〕 宝曆十二年八月六日ノ

一七月廿二日幡多郡之内うすき浦ヘ琉球ノ船漂着之趣昨夜半早飛脚到着註進之趣をノ以今日御用番松平右京大夫殿ヘ以書付一及ニ御届ニ且又松平薩摩守殿ヘ以留守居使者ノ右ノ之趣申遣委細記録載レ之ノ

八月廿五日ノ

一先頃国元へ漂着之琉球船委細相改候趣追／追相聞候ニ付松平薩摩守殿へ可相渡哉之旨松平右京大夫殿江伺置候所伺之通可令／首尾旨今日右京大夫殿より被仰渡委細記／録ニ載之

八月廿六日／

馬廻り／

乾内蔵進／

右者此度琉球船漂着ニ付為使者去ル八日／国元差立今日到着依之居間へ召出図書付／添罷出連連聞届大儀之旨申聞図書及挨拶／尤潮平親雲上より差出候委細之書付等奉／行共より差越内蔵進持参十右衛門より差／出夫夫令ニ覽

九月五日／

乾内蔵進／

右者琉球船漂着ニ付為使者差越先月廿六日／日到着之処今日帰足申付尤不レ及召出

〔御日記〕宝曆十三年三月四日／

一青貝中央卓子一脚箱入／

一白羽二重二拾疋／

一千鯛一箱 松平薩摩守殿より／

右者去年国許江琉球船漂着ニ付彼是之為／礼留守居使者を以到来且又山内源藏初以下以下迄贈物有之委細記録載之

四月四日／

一小杉原紙百束 二箱／

一鯉節三百 一箱 松平薩摩守殿江／

右者去秋国元江琉球人漂着引渡も相济候／付為挨拶先日目錄之通到来ニ付為返礼留守居使者ヲ以相贈之

但彼方より之使者并以下以下江之遺物／委細記録載之

〔宝曆記〕十二年 同年之秋八月当七月幡多郡／うすすき浦へ琉球船漂着之儀及御届事

一八月五日去月廿四日国元差立候早飛脚到／着七月廿二日幡多郡之内うすき浦へ琉／球船令漂着候旨申越右届方等之一卷別録
／二申付之

〔南路志〕七十六 七月（宝曆十二年）幡多郡宿毛大島浦／江琉球船漂着山内源藏右御用被仰付七月廿／八日出達十月十四日高知帰着／

四月廿六日那覇の湊を出帆悪風ニ逢七月廿／二日大島へ漂着拾五端帆長十一丈九尺横式／丈七尺三寸之船也人数五拾式琉藏役潮平親／雲上船頭高良長峰從高知被差立人数安雲権／七吉田孫助植村惺齋深尾春悦戸部助五郎需者有沢助三郎同人岩井少平書家／

〔省略1〕

〔宝曆文書〕

〔省略2〕

覚

一去ル廿一日頃幡多郡柏嶋浦沖ニ大船一／艘漂居申候ニ付早速右浦より小船等差／出漕寄見申候得共浪高ク近寄申儀難相／成彼是仕候内右之船山内源藏領内宿毛／之方江漂泊仕候ニ付段段船も差出奥内／之内橋と申所之冲合ニ而行逢様子相尋／見申候所琉球船ニ而薩州鹿兒島へ渡海／仕居申候所当月十五日之時化ニ逢吹流／レ申候由人数三四十人計乗組居申琉球／之商船之趣ニ相聞へ素兵具等相見へ不／申候由当時宿毛之内ウスキ浦と申所／ニ船を繫申候段注進申越候ニ付御奉行／共初御仕置役私共且又森本伊左衛門等／集会仕兼而御下知被為仰付置候通作配／方御奉行共より夫夫手配申付候尤右之／段ハ荒注進之趣ニ御座候得共琉球商船／ニ紛レ御座有間敷趣ニ相聞へ申候猶又／様子相聞次第追可奉言上候／右奉言上之候以上／
七月廿四日 大庭彦三郎／関祐左衛門／麻田十郎左衛門／山内源藏／関祐左衛門／
但御仕置役場当時川田又介彦人故此度／不被差立祐左衛門義高知出足当日より／御仕置役兼帯仕候様御奉行共申付候／御郡奉行一人／

但大庭金大夫義巡勤ニ付先達而中村へ／罷越居申候谷村酒丞義先頃之水難ニ付／御普請所見分且又金大夫交代旁此間出／足仕候
左候得バ当時幡多郡ニ御郡奉行／共式人居申ニ付右之内忝人罷帰候ハバ／高知ニ居申御郡奉行共之内今忝人被差／立一筈ニ御座
候／

坂井堅吾／植木惺斎／深尾春悦／森本藤兵衛／三宮孫太夫／

右之面而今一左右相聞次第直ニ御城下／出足宿毛へ罷越筈ニ御座候／

吉田孫介／戸部助三郎／

右之面用意出来次第直ニ御城下出足／仕宿毛へ罷越筈ニ御座候／

右之通今日御奉行共手配申付候／

右奉言上之候以上／

七月廿四日 大庭彦三郎／関祐左衛門／麻田十郎左衛門／

〈省略3〉

覚

一琉球船漂着以後日日注進申来候得共先／違乃言上仕候通惣体何等之相変儀無御／座趣ニ相聞申候右ニ付為注進一山内源蔵／方
江回家来差出去ル廿三日之夜半頃宿／毛出足仕昼夜立越候而廿五日之夜ニ入／御当地へ参着仕候此者之儀ハ琉球船江／も乗移大
体様子をも見分仕候由ニ付御／奉行共初御仕置役私共一同召出見分之／形り彼是之儀物語委細ニ承候処此度之／漂船人数五拾式
人右之内僧忝人乗組去／ル十三日本琉球出帆仕薩州之方へ志乗／参居申所同十五日之夜より時化に相成／屋久島と申所之沖合ニ
而積荷物過半刎／捨楫櫓等切捨夫より風之俛ニ漂泊仕廿／一日御国端レ柏嶋沖へ参地之方へ漂流／仕候所同晚方宿毛之内宇須須
木と申所／に著船仕碇等入置船内より書付を以申／出候ハ掛場能所江手引仕呉候様頼出申／候勿論宇須須木と申所は少シニ而も
風／立申候時ハ浪立申場所故源蔵家来並右／近浦分一役等詮議之上宿毛郷之内大嶋／と申所之湊江小船十艘計を以翌廿二日／未

明より漕初同辰ノ刻頃右湊江漕人繫ノ置申候早速源藏家来是又分一役共示合ノノ上當時浦人体ニ相成右船へ乗移船中ノ之大概見分仕候処琉球人之中にていいづれも卑賤之者ニ而可有御座哉と相見ノ候由將又屋久嶋沖にて刎捨申候ハ専黒ノ砂糖類と相聞へ申候勿殘候荷物悉濡レノ居申由然共いまだ砂糖をも積居申候其ノ外少少青貝細工之品朱塗重箱様之物等ノ有レ之趣ニ御座候右船頭と相見申者之名ノ潮平親雲上と申候此者之言語ハ通詞候ノ得共其余ハ曾而相通詞不レ申候由ニ御座ノ候去ル宝永二酉年參候琉球人見申老人ノども此度之琉球人見申所以前之者よりノハ賤ク相見候様ニ奉レ存候由先達而ハ商ノ船と申上候得共左様ニテハ無御座ノ琉球ノより薩州江之貢物を積申様子ニ而も可有御座哉と相聞申候乗組之者共も彼地ノ之百姓或商人體ニても可有御座哉と承ノ知仕候尤船底ハ暗ク御座候ニ付委細不レ相見ニ趣ニ御座候

一御郡奉行中村巡動為ノ交代ノ谷村酒丞も彼ノ地へ罷越居申候且又右船漂着仕候趣ノ注進在ノ即日小役人共被差立廿六日宿ノ毛著仕候酒丞義も宿毛へ立越直ニ小役ノ人共之内一兩人召連浦人体ニ相成琉球ノ船へ乗移船中解と見合申候処素何等ノ異条無御座聊兵具等相見不レ申由ニ御座候尤右之船修復出来仕候迄ハ日數相掛ノ可レ申候ニ付乗組之中少御當国より陸ノ路仕先薩州江立越申度段をも願出申候ノ得共此義ハ容易ニ難ニ承届儀と御奉行共ノ初一同ニ詮議仕候

一右船漂着仕乘人数五拾式人無異儀罷在ノ候段薩摩守様御家老江御奉行共より一ノ通り申遣猶委細之儀ハ彼ノ御方様御浦ノ奉行へ此方様御浦奉行共より申遣答ニノ相極此度飛脚を以薩州江申遣候尤右ニ付宿毛へ被差立候面面先達而奉言上候ノ通廿五日之晩景より段段高知出足仕候ノ山内源藏義も昨廿八日出足仕候ノ右奉言上之候以上ノ七月廿九日 大庭彦三郎ノ麻田十郎右衛門ノ関祐右衛門ノ

〈省略4〉

覽

一琉球船今以滯船仕候乘人数相更儀無御ノ座船作事段段出来仕候当月末ニハ大体ノ成就可レ仕趣ニ承知仕候
一從薩州琉球人為ノ請取ノ御人数被ノ指越候由ノニ而去ル五日予州三ツ之浜江著船仕夫よノり宇和嶋御領通罷越当月十日宿毛江參ノ著仕候右御人数名書等別紙ニ相認奉レ差ノ上之候

一江戸御表松平薩摩守様よりも御人数被ノ差越候由承知仕候得共右御人数未參著ノ不仕候ノ右奉言上之候以上ノ大庭彦三郎

年（一七〇五）の琉球船、土佐漂着時の資料が載せられている。紙面の関係もあり省略する。

・〈省略3〉は、〈省略2〉と同じく宝永二年の琉球船、土佐漂着時の乗り組み員（松田親雲上、嶋袋親雲上）からの「聞書」資料である。興味深い記事もあるが、本稿では省略する。

・〈省略4〉は、「清水浦庄屋五右衛門御使二出合申候二付五右衛門二相尋五右衛門申分左之通御座候」とする文書で、〈省略2〉と同じく宝永二年の琉球船、土佐漂着時の記事であり省略する。

ウ・『韓川筆話』

幽齋之歌（第二卷）

（前半省略）袋中が琉球神道記に曰神功皇后仲哀天皇の／敵を取んと思召時に亦三韓攻来る三百万八千五百人と云／爰に天照大神神勅に皇后并に諏訪大明神彼国に／攻入へしと也尔ハ三千二百七十艘の船に乗四国を經九州／薩摩の内江良部ユラフの切石の浦を過て諏訪大明神／を龍宮城に遣し乾珠満珠を召寄諏訪大明神を先／鋒とし八本の幡をたて遂に彼国へ攻入り三年三月の／間賤徒多く死門に趣く云々と伝へりいか成伝へをしらされ／と日神の勅にて海神の珠をめさりしと云所面白き／事也予常にいふ往古洲遠其古蹤も其所く／にていひ／あへれはいづれをとわけてしらんをかたり給へし海神宮も／あるは志賀の嶋ともいひあるはさつまかたともいひまたは／琉球ともいひさたまらさるか故に日本記御編集之時も／何処をも定めおかれず一書々々をも引給ひし皆其心／なるへし／

慎花草（第三卷）

（前半省略）琉球に火防ひかきかた垣かきかたとて火にこかれにくき樹をうゑて／人家の囲になす事ありと聞及ひある年彼国の人に／参合せし時尋ねけるにくはしくかたりぬそれをかふ／かへ見るにくもとのまさき垣の様なるなりこれは慎花／草の如きまじない事にあらずたゝに火防となせり（後半省略）

藤堂旧友（第四卷）

（前半省略）宝永乙酉の秋琉球船かの浦へ漂着／せしはしめは琉球船ともしらす異国の兵船と見えけ／るに五右衛門其時は刀をも

許されず姓をも名のらさりし／に帯刀にて当浦之庄屋と姓名を申通しあるは郡／奉行浦奉行などへも直書を遣し大にはたらき通／談せし其功世にする所也又其子其時九歳なりしか／時相山内藏人之前へ遊ひかてらに出され何そほしき／やと尋らるゝに前に菓子などつみあれは必ずそれをや／乞はんと思はれしに左はなくて御刀拜領申たしと申／大に感し給ひ則刀を給はりぬかゝる事なども血縁の／しるしもありぬるにやと祖先の事も左もこそはと思ひ侍／りけり／

草の名(第六卷)

(前半省略) 琉球はわか大やまとの古き風つたはり残れる／国なるか神を祭るにかならず黍がらもて奉幣の／そなへくしとする事あれは思ひ合せて古き事のかふ／かへにもならんかし(後半省略)

尚左(第六卷)

(前半省略) しかるにまた今の清の風は座東を主座とするの意／にて主人を成東と略語にいへり西を賓座とたつる／の意なり余れ是を琉球の翁士璉にきく吾邦は古／へより東左を尚ふと見えたりたゝこまぬくに左手を／尚ふ事は和漢共に同じきなり尚老子之文をも参／考すへし／

奇品(第六卷)

海国なれば折々流れよるにも奇品あり椰子海椰子の類／はしはくも赤きかしのことき木も流れよれり前年琉球／之翁士璉に問へる梓の木とて西土にては船具などに遣ふ／よしをいへり(後半省略)

栢樹(第七卷)

(前半省略) 岳飛か廟前に／栢をうへて裂たる事西湖志に出たるかそれを見し／平世祥といへる琉球人かひやくしんうゑてありしと語れ／るにて栢之ひやくしんたる事たしかなり(後半省略)

きやり(第七卷)

重き石木などをはこふに声をとなふるを西土にて興／樗といふ予ればしめは樗木を興の義かと思へるにその／ま、やんさの音字なりさをちよと舌音に転せし也福／建などにてやんさくといふて木石を運ふ事琉球人／かたれり（後半省略）

朝安氣之茗（第七卷）

本州生駒氏の翁むかしより山莊に宇治の種の茶を／うゑ春事となして樂めりある時京へよすかありて／堂上へ名を乞しことかき余れニ託せしかは書て上せ／けるに小川坊城殿朝安氣と名付下され今ハ本州／此名つけ給ふて後年を経琉球船西浦に漂着し／ける時歟翁士璉喫茗を好みしかは此茗を縣令より／送りしにことよろしとて小翰をそへ清明茶しんけいさな／と送し本国又は西土へも雅名をつたへぬへきよいへり／其翰に朝安氣は茶の気味和らかに吞あと甘く／芳ひの転派なり薄く賤からすまことに名高き芳茗と不知な／から被下候潮平親雲上／ふしきの縁にて異国へ迄吾土之茶名聞えしとて／本主も切に悦ひ序而をもて／邦君へも聞えあけ／世子君国の名物となれりといとよろこひおほし恭き／仰せ事なんありしとかや／

卯日もうし（第九卷）

（前半省略）又おつとをかなしと／いへるをいにしへはたふたふ人かなしと云ひけるにや後には／むこかねなと、つゝめていへるを見えたり今も琉球国には／尊称にはかならずかなしをつくる事にしへの残れる言葉／とそ思はる皇朝の古き言葉のかの国にのこれるもこれのみ／ならぬ事はやつかれよりあつめし大島筆記にくはしければ／こゝにもらしつ（後半省略）

〔奥書〕

良熙弱年より師友知故に／聞る所且見聞せし事ごと心に／めでおもへるをはそこはかとなく／毎歳録に記し置るを家人／うなゐ子共の見やすからんために／宝明の際書あつめぬるが猶あま／れるもありけれと閑言語のかきり／もなきを恐れ之粗十卷にてさし／おけり／明和六とせ己丑の冬／戸部良熙／

なお、本稿は平成二十一年度から三年間にわたる科学研究費助成金基盤研究（C）（研究題目「『大島筆記』を中心とする琉球船土佐漂着資料の基礎的研究」）の交付による成果である。

『大島筆記』に関連する資料

（二〇一一年十二月二十日受理、二〇一一年十二月二十六日採択）